

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第3号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(単身赴任手当の支給)	(単身赴任手当の支給)
第5条の2 <省略>	第5条の2 <省略>
2から4まで <省略>	2から4まで <省略>
5 条例第14条の2第2項の市長が定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	5 条例第14条の2第2項の市長が定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u>	(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u>
(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万6,000円</u>	(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万2,000円</u>
(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万4,000円</u>	(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>1万8,000円</u>
(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>3万2,000円</u>	(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万4,000円</u>
(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>4万円</u>	(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万円</u>
(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>4万6,000円</u>	(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万5,000円</u>

(7) 1, 300キロメートル以上1, 500キロメートル未満 <u>5万2, 000円</u>	(7) 1, 300キロメートル以上1, 500キロメートル未満 <u>4万円</u>																														
(8) 1, 500キロメートル以上2, 000キロメートル未満 <u>5万8, 000円</u>	(8) 1, 500キロメートル以上 <u>4万5, 000円</u>																														
(9) <u>2, 000キロメートル以上2, 500キロメートル未満 6万4, 000円</u>																															
(10) <u>2, 500キロメートル以上 7万円</u>																															
6から19まで <省略>	6から19まで <省略>																														
別表第1 (第3条の3関係)	別表第1 (第3条の3関係)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防長及び部長</td> <td><u>105, 000円</u></td> </tr> <tr> <td>部長に相当する職のうち市長が定める職</td> <td><u>97, 000円</u></td> </tr> <tr> <td>部次長及び参事 (市長が定める職を除く。)</td> <td><u>85, 000円</u></td> </tr> <tr> <td>課長又はこれに相当する職 (主幹を除く。)</td> <td><u>75, 000円</u></td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td><u>61, 000円</u></td> </tr> <tr> <td>課長補佐又はこれに相当する職 (専門員及び消防司令を除く。)</td> <td><u>51, 000円</u></td> </tr> <tr> <td>専門員及び消防司令</td> <td><u>46, 000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	消防長及び部長	<u>105, 000円</u>	部長に相当する職のうち市長が定める職	<u>97, 000円</u>	部次長及び参事 (市長が定める職を除く。)	<u>85, 000円</u>	課長又はこれに相当する職 (主幹を除く。)	<u>75, 000円</u>	主幹	<u>61, 000円</u>	課長補佐又はこれに相当する職 (専門員及び消防司令を除く。)	<u>51, 000円</u>	専門員及び消防司令	<u>46, 000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防長及び部長</td> <td><u>92, 200円</u></td> </tr> <tr> <td>部長に相当する職のうち市長が定める職</td> <td><u>82, 000円</u></td> </tr> <tr> <td>部次長及び参事 (市長が定める職を除く。)</td> <td><u>76, 800円</u></td> </tr> <tr> <td>課長又はこれに相当する職 (主幹を除く。)</td> <td><u>52, 400円</u></td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td><u>47, 700円</u></td> </tr> <tr> <td>課長補佐又はこれに相当する職</td> <td><u>37, 400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	消防長及び部長	<u>92, 200円</u>	部長に相当する職のうち市長が定める職	<u>82, 000円</u>	部次長及び参事 (市長が定める職を除く。)	<u>76, 800円</u>	課長又はこれに相当する職 (主幹を除く。)	<u>52, 400円</u>	主幹	<u>47, 700円</u>	課長補佐又はこれに相当する職	<u>37, 400円</u>
職	支給額																														
消防長及び部長	<u>105, 000円</u>																														
部長に相当する職のうち市長が定める職	<u>97, 000円</u>																														
部次長及び参事 (市長が定める職を除く。)	<u>85, 000円</u>																														
課長又はこれに相当する職 (主幹を除く。)	<u>75, 000円</u>																														
主幹	<u>61, 000円</u>																														
課長補佐又はこれに相当する職 (専門員及び消防司令を除く。)	<u>51, 000円</u>																														
専門員及び消防司令	<u>46, 000円</u>																														
職	支給額																														
消防長及び部長	<u>92, 200円</u>																														
部長に相当する職のうち市長が定める職	<u>82, 000円</u>																														
部次長及び参事 (市長が定める職を除く。)	<u>76, 800円</u>																														
課長又はこれに相当する職 (主幹を除く。)	<u>52, 400円</u>																														
主幹	<u>47, 700円</u>																														
課長補佐又はこれに相当する職	<u>37, 400円</u>																														

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。